

新規テーマの提言について検討

— IFRS、基準諮問会議

去る7月16日、公益財団法人財務会計基準機構内に設置されている基準諮問会議は、第18回基準諮問会議を開催した。

検討された主な事項は次のとおり。

IFRSのエンドースメント

手続

7月10日の第268回企業会計基準委員会にて提示された「IFRSのエンドースメント手続に関する計画の概要(案)」(本誌2013年8月1日号(No.1354)情報フラッシュ参照)について、事務局から説明がなされ、審議が行われた。

委員からは、「人的リソースには限りもある。日本基準の開発に支障を来たさないよう配慮してほしい」との声が聞かれた。また、最終採択前に公開草案が公表されることを前提に「すべてをまとめて公表されても検討できない」との懸念も聞かれたが、事務局からは「どのような形とするかは未定。ただ、個別の基準ごとに公表するよりも、全体感がみえるような程度の固まりのほうがいいのでは」との見解が示された。

新規提言テーマの検討

今回検討が行われたテーマと、それぞれへの対応は次のとおり。

- ① 継続企業の前提が成立していない状況で適用する会計基準の開発…特別目的の財務諸表の監査に関する企業会計審議会の動向を見守り、次回以降検討を行う
- ② 繰延税金資産の回収可能性(J-CPA監査委員会報告66号関連)…主要な論点の調査をASBJに依頼し、次回報告を受ける
- ③ ポイント引当金…新規テーマとして提言せず保留する
- ④ リストラクチャリングに関連する引当金、早期割増退職金の会計処理…新規テーマとして提言せず、ASBJに調査を依頼する
- ⑤ 後発事象…現在は検討を中断しているが、ASBJで審議中のテーマであるため、次回状況の報告を受ける
- ⑥ 完全親会社が完全子会社に無対価会社分割で事業を移転する場合の会計処理…実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼する

⑦ 「企業結合に関する会計基準」に係る条件付取得対価の取扱い…実務対応専門委員会に新規テーマの評価を依頼する

②については、ASBJに移管し実務対応報告として改定するという強い要望がある一方、実務に大きな影響を与え得るこ

会計

公開草案の文案、検討

— ASBJ、企業結合専門委

去る7月17日、企業会計基準委員会は第90回企業結合専門委員会を開催した。

今回は、前回までの議論を踏まえて、企業会計基準公開草案49号「企業結合に関する会計基準」および企業会計基準公開草案50号「連結財務諸表に関する会計基準」の文案について検討がなされた。

主な検討事項は次のとおり。
企業結合に関する会計基準

公開草案へのコメント検討を踏まえて、取得関連費用の会計処理、非支配株主との取引(個別財務諸表上の会計処理)、注記事項、適用時期等に公開草案からの文案修正が加えられている。たとえば、次のような修正案等が挙げられる。

26項 取得関連費用(外部のアド取得関連費用の会計処理)

とから、慎重な調査・検討を求める声もある。

また、④については、事務局からは新規テーマとして提言することが提案されていたが、「優先度は高くない」、「実際にガイダンスを作成できるか疑問」との意見が出たことから、今回は提言を見送る。

(↓現行の取扱いに戻す)

なお、26項のなお書きの削除に関しては、専門委員会から「なお書きでなくてもいいので、注書きなど、あったほうが親切」との意見が聞かれた。

連結財務諸表に関する会計基準

企業結合に関する会計基準同様、公開草案へのコメント検討を踏まえて、資本剰余金が負の値となった場合の取扱いを追加する等、文案修正がなされている。たとえば、次のような修正案が挙げられる。

〈子会社株式の追加取得及び一部売却等〉

30-2項 第28項、第29項及び第30項の会計処理の結果、資本剰余金が負の値となる場合には、連結会計年度末において、資本剰余金を零とし、当該負の値を利益剰余金から減額する。
(↓資本剰余金が負の値となった場合の取扱いを30-2項として追加)

今回は、7月31日開催予定。

会計

コメント発出のための議論、継続

— ASBJ、リース会計専門委

去る7月17日、企業会計基準委員会は第59回リース会計専門委員会を開催した。今回も前回の議論に引き続

き、5月16日公表のIASBおよびFASBの改訂公開草案「リース」の質問に対して、ASBJがコメントを发出するため、議論がなされた。主な検討事項は次のとおり。

〈質問6〉変動リース料

論点①…借手のリース負債および貸手のリース債権の測定にどの変動リース料を含めるか
論点②…指数または率に依りて決まる変動リース料の見直しを行うか

論点③…変動リース料の見直しの会計処理をどう考えるか
〈質問7〉リースの識別

論点①…契約にリースが含まれるか否かを判定するための提案は適切か
論点②…借手についての構成部

分の識別と対価の配分に関する提案は適切か

論点③…貸手についての構成部分の識別と対価の配分に関する提案は適切か

論点④…短期リースに関する提案は適切か

これらに対して、特に質問6の論点①については専門委員より「改訂公開草案では、指数または率に依りて決まる変動リース料および実質的な固定支払である変動リース料を借手のリース負債および貸手のリース債権に含めるとしているが、実例をみると「実質的な」という文言に疑問がある」などの意見が多数聞かれた。
今回は、8月1日開催予定。

会計

IASBの改訂EDに関する検討、開始

IASBJ、保険契約専門委

去る7月17日、企業会計基準委員会では第1回保険契約専門委員会を開催した。

本専門委は、IASBが6月20日に公表した改訂公開草案「保険契約」に対するコメントレターの取りまとめや、その後のIASBにおける再審議をフォローし必要に応じて意見発信を

行うにあたっての検討などを目的としている。

今回は、改訂公開草案の概要について事務局からの説明の後、全体的な話も含め審議が行われ専門委員による「2010年に公表された公開草案へのASBJのコメントとの整合性を図るのか」との質問には、「参考

サラリーマンが昼食にかける金額が縮んできている。目指すはワンコインランチ。500円をウリに看板を出す店も増えている。昼食市場では、五百円硬貨が引張りだした。

五百円硬貨が登場したのは1982年。この年の流通量は1億枚程度だった。この時点で百円硬貨は62億枚が流通していた。その五百円硬貨が、昨年7月以降は安定して40億枚以上が流通するようになっていく。百円玉は102億枚。62倍もあつた流通量格差が、いまでは約2.5倍にまで縮まってきた。

首都圏で働いている父親(子どもを持つている30、40代の男性)が昼食にかけている費用は平均591円だ(農林中金2013年調査)。7年前の調査では608円だった。全国ベースになれば単価はさらに下がる。20代から50代のサラリーマン全国調査では518円が平均になっている(新生銀行「2013年サラリーマンのお小遣い調査」)。600円台ならば千円札でお釣りを貰う構図になるが、500円台になればコイン一つに小銭を追加する選択も増える。五百円玉ニーズが高まる条件が醸成されている。

わが国で流通している少額貨幣量は五百円硬貨を除いて減少傾向にある。10円以下の硬貨では

退職・亡失比率も高いと考えられる。同時に、電子マネーの普及が存在の必要性を低下させている。電子マネーカードの発行枚数は国民1人当たり2枚に迫っている。1枚当たり残高は800円台になっていることから推定すれば、少額決済は電子マネーを使う傾向が強まっているといえる。

五百円硬貨の立ち位置は微妙だ。その価値そのものは少額だとはいえ、転がり落ちればみつかるまで探すのが人情だ。そのく



らいには大きな価値を有している。十円玉や五円玉とは遇され方が異なる。何しろ、1枚で1回の食事にありつける価値を有しているのだから。

平均単価が500円に迫る水準にまで下がってきた昼食を摂っている勤労者は、好んでそんな選択をしているわけではない。「夏のボーナスに満足していませんか」の質問に対して、6割以上の人は「満足せず」と回答している(日刊工業新聞「職場百景アンケート」)

「7月9日付」。給料には不満だが、同時に8割の国民は1年後の物価がいまよりも高くなる予想している(日本銀行「生活意識に関するアンケート調査」2013年6月)。少しでも節約しようとする意識が高まる条件だけは整っている。お昼は五百円硬貨を目指す動きは強くなっているといえる。

百円玉以下の少額硬貨の流通量は、1989年に消費税が導入されたのを境にして急速に増えた。1円玉の増加は顕著だった。しかし、税率が3%から5%へ引き上げられた1997年には変化がなかった。端数の発生度合いが減少したからかも知れない。いずれの時期ともに、五百円硬貨は増加が続いた。実際に流通している硬貨のなかでは特別な地位を占めてきた。

その特別な地位は、金融機関が硬貨在庫の圧縮に動いたときにも、小売業での消費税を含む総額表示が導入されたときにも減少しなかった事実が示している。電子マネーが台頭してきても増え続けている現実、デフレ時代の指標となる、小遣い消費価格表示の中心貨幣として存在感を増している。だとすれば、五百円硬貨が減少し始めるのかが、景況の転換点になるのかも示れない。

(神保敏明)

にはするが、絶対に踏襲するといふわけではない」との認識が示された。

コメント提出までにあと4回の

会計

実務対応報告18号の見直し、検討

—ASBJ、実務対応専門委

去る7月24日、企業会計基準委員会は第48回実務対応専門委員会を開催した。

今回は、2013年3月29日に開催された第261回企業会計基準委員会で新規テーマとして提案がなされた「実務対応報告18号(以下、「18号」というの見直し)について検討がなされた(本誌2013年4月20日号(No.1345)情報フラッシュ参照)。

主な検討事項は次のとおり。

追加すべき項目の検討

18号の公表後のIFRSや米国会計基準の改正点のなかで、日本基準との差異が新たに生じているものうち、18号において、「当該修正額に重要性が乏しい場合を除き、連結決算手続上、当期純利益が適切に計上されるよう当該在外子会社の会計処理を修正しなければならぬ」とされている項目に追加すべき項目はあるか否かが検討された。

修正項目が含まれると考えられる各基準のうち、事務局より

専門委員会が予定されており、次回以降、事務局から示されるコメントの基本的な方向性をもとに審議を行うこととなる。

修正項目としてはどうかと提案された項目はIFRS9号「金融商品」の次の3つの項目である。

- ・資本性金融商品のOCOオプションに関するノンリサイクリング処理
- ・金融負債の公正価値オプションにおけるノンリサイクリング処理
- ・非上場株式の公正価値測定(↓非上場株式の公正価値測定に關しては、修正項目として追加しない案も提案された)

なお、今回、事務局より修正項目としないことでどうかと提案されたものうち、「IFRS3号およびIAS27号の全部のれん」については、「修正項目に加えるべきかをより慎重に考えるべき」と、専門委員より指摘が相次いだ。

その他

今回、修正項目として追加すべきか否かの検討がなされた項

目以外で、検討すべき項目と考えられるものとして、専門委員より「耐用年数の確定できない

会計

IFRSのエンドースメントに関する作業部会、設置

—ASBJ

去る7月25日、企業会計基準

委員会は第269回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

基準諮問会議からの報告

7月16日に開催された第18回基準諮問会議の審議の結果、次のテーマについて、ASBJに調査・検討が依頼され、開始されることとなった。

- ① 繰延税金資産の回収可能性の会計処理
- ② リストラクチャリングに關連する会計処理(リストラクチャリング引当金および早期割増退職金)

なお、①については、「可能な限り速やかに調査を行うことを期待する」とされ、主な調査内容が次のとおり提示されている。

- ・ASBJの会計基準、J-ICP Aの監査に関する実務指針の役割分担

無形資産」などが挙げられている。今回は、8月6日開催予定。

に関する作業部会」を設置することが提案され、承認された。

なお、基本的な方針や最終的な決定は本委員会で行うこととされている。また、実際の実務負担なども考慮できるよう、すでに任意適用している企業から委員に加わってもらうこととなっている。

企業結合(ステップ2)

- ・現状の取扱いを変更した場合に生じる影響
- ・繰延税金資産の回収可能性に関するガイダンスのあり方
- ・IFRSの任意適用との関係

IFRSのエンドースメントに関する作業部会の設置

今後、IFRSのエンドースメント手続を進めていくうえで、詳細な検討を行うために、「IFRSのエンドースメント

「いわゆる経済的単一説への移行を意図したのではない」旨を記載することとされている。

監査

監査事務所検査結果事例集、公表

—CPA AOB

去る7月5日、公認会計士・監査審査会(以下、「審査会」という)は、平成25年度版の「監査事務所検査結果事例集」を公表した。

審査会は、わが国における監査の品質を高め、公共の利益を確保し、投資者保護に資する観点から、監査事務所に対する検

査を実施し、監査の品質管理に關する事項について、多岐にわたる指摘を行っている。こうしたなか、審査会は、監査事務所による「監査の品質の維持・向上に向けた自主的な取組の促進」という観点から、平成20年2月以降、直近の検査で確認された指摘事例等を事例集として

取りまとめ、公表してきている。昨年度公表の事例集においては、「監査の品質の維持・向上に向けた自主的な取組の促進」に加えて、「審査会としての期待水準の提示」および「上場会社等の取締役・監査役や一般投資家等の市場関係者に対する参考情報の提供」という観点から、構成の見直しを行っている。本年度においても、昨年度公表の事例集の構成を維持し、品質管理編と個別監査業務編に分けたうえで、次の記載を行っている。

制の監査については、別に項目を立てて紹介。各項目において「検査における着眼点」等を記載したほか、指摘事例の内容等に応じて、指摘事例の紹介に加えて、「監査手続を実施する際の留意点」を付記。

審査会としては、各監査事務所において、本事例集に掲載されている指摘事例やその発生原因等を参考として、自らの監査事務所における品質管理のシステムについて点検するとともに、品質管理のシステムに不備事項が発見された場合には、当該不備事項の改善に留まらず、その根本的な発生原因を究明し、当該発生原因の改善に取り組みことを期待している。

また、被監査会社の監査役等におかれては、本事例集を十分に活用し、監査人における品質管理の状況および品質管理レビューや審査会検査の結果等について積極的に質問するなどして、監査人との連携を推進することを期待している。

本事例集は、審査会ウェブサイトの「検査結果等の取りまとめ」から、「監査事務所検査結果事例集」の公表について（平成25年7月5日）にアクセスすることにより、参照することができ

・品質管理編では、品質管理に関する項目ごとに、「検査における着眼点」、「検査結果の概要」（指摘事例およびその発生原因）ならびに監査事務所における品質管理に係る取組みとして評価できる事例の概要、「監査事務所」に求められる対応等を記載したうえで、指摘事例の内容を具体的に紹介。
・個別監査業務編では、新起草方針に基づく監査基準委員会報告書の体系に準じた構成にするるとともに、特に不備が集中してみられる会計上の見積りの監査、業種として特徴のある金融機関の監査、今後の対応が注目される財務諸表監査における不正、および財務諸表監査とは異なる基準が適用される財務報告に係る内部統

国際会計

「財務報告に関する概念フレームワークのレビュー」、DP公表

IASB

去る7月18日、IASBは、ディスカッションペーパー（以下、「DP」という）「財務報告に関する概念フレームワークのレビュー」を公表した。

概念フレームワークの改訂については、2004年からIASBとFASBの共同プロジェクトとして作業を行ってきたが、2010年に他のプロジェクトを優先するためいったんその作業を中断した。しかし、2011年のアジェンダ協議で、その回答者の多くが概念フレームワークの改訂が優先すべきプロジェクトであると回答し、それを受けて2012年9月よりIASB単独で改訂プロジェクトを再開した。ただし、概念フレームワークの全面的な改訂ではなく、既存の概念フレームワークの更新、改善および空白となっている項目（たとえば、表示および開示）の策定を行うことを目的としている。

このDPはIASBが改訂された概念フレームワークの公開草案を作成するうえで、特に検討を要するであろう重要な論点に関する最初の意見とコメントを得られるように構築されており、以下の項目を含んでいる。

このDPの公表は、改訂された概念フレームワークを公表するうえで最初の一歩であり、DPに対するコメントの提出期限は2014年1月14日となっ

- ① 資産および負債の定義
資産は、過去の事象の結果として企業が支配する現在の経済的資源である。
- 負債は、過去の事象の結果として経済的資源を移転する企業の現在の義務である。
- ② 認識および認識の中止
当該資産および負債の認識が、目的適合性がないか、コストを正当化するのに十分な目的適合性のある情報が利用者に提供されない、あるいは資産および負債の測定により当該資産および負債と其の結果としての収益および費用の両方の十分かつ忠実な表示となら

- ないとIASBが決定しない限りは、すべての資産および負債を認識しなければならない。
- ③ 資本と負債との区別
資本の定義については変更せず、負債の定義は経済的資源を引き渡す義務を企業が有しているかどうかに着目する。
- ④ 測定
1つの測定の基礎だけでなく、財務諸表において目的適合性の高い情報となるようにすべての資産および負債について、適切な測定の方法を選択すべきである。
- ⑤ 表示および開示
現行の概念フレームワークでは表示および開示のセクションを設けておらず、今後の開示規定の検討を可能とする概念の開発に取り組み。
- ⑥ その他の包括利益
収益および費用項目について、純損益あるいは純損益に組替調整されるまたはされないその他の包括利益いずれに認識すべきかを決定するうえでの原則を取り入れることが重要である。

未認識の税務上の恩典の表示に関するASU、公表—FASB

去る7月18日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2013-11「法人税(トピック740)―繰越欠損金純額、類似の欠損金または繰越税額控除が存在する場合の未認識の税務上の恩典(unrecognized tax benefit)の表示」を公表した。

公表の経緯と現行の規定

米国基準では、企業に税務上のポジションの評価を要求しており、評価の結果、未認識の税務上の恩典が生じることがある。しかし、繰越欠損金純額または繰越税額控除が存在する場合の未認識の税務上の恩典の表示については、明確なガイダンスがないため、実務上で多用途があり、ある企業は負債として、ある企業は繰延税金資産の減額として表示している。本ASUでは、実務上の多様性をなくすために、当該未認識の税務上の恩典の表示を明確にしている。現行では、「負債として表示される未認識の税務上の恩典は、区分式の財政状態計算書では1年以内に(または営業サイクル内(1年を超える場合)に)現金の支払(または受取り)を予想している範囲で、流動負債(繰越欠

損金純額または未収税金の減額)として表示するが、将来加算一時差異から生じない限り、繰延税金負債として表示することはできない。」と規定されている。

本ASUの概要

本ASUは現行の取扱いに、以下を追加している。

未認識の税務上の恩典は、原則、財政状態計算書では繰越欠損金純額、類似の欠損金または繰越税額控除の繰延税金資産の減額として表示する。一方、報告日現在の繰越欠損金純額または税額控除が、その法域の税法では、税務ポジションが認められないことから生じる追加の税額の決済に利用できない場合、またはその法域の税法が企業に繰延税金資産の使用を要求せず、会社も使用の意図がない場合は、税務上の恩典は負債として表示され、繰延税金資産とネットすることはできない。

繰延税金資産が利用可能かどうかの評価は、報告日に存在している未認識の税務上の恩典と繰延税金資産を基礎にして、報告日現在の税務ポジションが認められないことを仮定して行わ

なければならぬ。

また、追加の開示要求はない。

適用関係等

このASUは、2013年12月16日以降開始する年度および期中期間から適用され、早期適

国際会計

連結された担保付金融企業に関するASU案、公表—FASB

去る7月19日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「連結トピック810―連結された担保付金融企業(collateralized financing entity)の金融負債の測定」を公表した。

概要

トピック810では報告企業が主たる受益者である変動持分事業体(variable interest entity (VIE))の連結を要求しており、金融資産を保有し、金融資産の受益持分を発行する資本が小額のVIEである担保付金融企業は連結される。発行する受益持分は、関連する金融資産に遡及権が付されているので、金融負債として分類される。

担保付金融企業のすべての金融資産を公正価値で測定することを選択したまたは要求される(担保付金融企業を連結している)報告企業は、この公開草案

用は認められる。適用日から将来にわたっての適用が原則だが、遡及適用も認められる。

なお、IFRSには未認識の税務上の恩典に関する明確な規定はない。

により、担保付金融企業の金融負債を「担保付金融企業が保有する金融資産の公正価値」と「担保付金融企業が保有する非金融資産の帳簿価額の合計」から

「報告企業により所有される受益持分に帰属する「担保付金融企業が保有する金融資産の公正価値」と「担保付金融企業が保有する非金融資産の帳簿価額の合計」と「報告企業により提供されたサービスの報酬を示す受益持分の帳簿価額の合計」を控除した金額で測定することを選択で

「適用時期」
公開草案は、(適用初年度の期首の利益剰余金の修正として累積的影響額を認識する)修正週及アプローチにより、2013年12月16日以降開始する年度と期中期間に適用される。

コメント締切日

コメント期限は2013年9月17日である。

ASU案「サービス委譲契約」、公表—FASB

国際会計

去る7月19日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「サービス委譲契約(service concession arrangements) (ト

ピック833)を公表した。現行の米国基準には、サービス委譲契約の会計処理を規定したものがなく、そのため、サー

きる。

報告企業は、前記の計算した金額を適切な方法で個々の金融負債に配分する。サービスの報酬を示す受益持分と担保付金融企業が一時的に所有する非金融資産はその他のトピックに従って測定される。また、担保付金融企業を連結する報告企業は、報告企業が公開草案での前記の測定のガイダンスを使用するかどうかに関係なく、公正価値オプションを使用して金融負債を測定することは認められない。

適用時期

IFRSでは担保付金融企業を特定した規定はない。

ビス委譲契約の条件を基礎に、リースの規準を満たすかどうかの判断が行われている。

サービス委譲契約は、「政府などの公共サービス事業体である委託者(grantor)」と「民間の営業者(operating entity)」との間で、営業者が委託者の空港、道路、橋などのインフラストラクチャーを運営するために締結された契約である。営業者は、委託者のインフラストラクチャーの建設、アップグレード、または保守サービスをすることもあ

適用範囲

契約が次の条件の双方を満たす場合、この公開草案の範囲のサービス委譲契約となる。

- ・委託者が、営業者がインフラストラクチャーを通じて、サービスを誰に対して、どの価格で提供しなければならないかを支配している、または修正する(または承認する)能力を有する。
- ・委託者が、契約終了時に、所有権、受益権、またはその他の権利を通じて、インフラストラクチャーの残余の持分を支配している。

会計処理

前記の公開草案の範囲のサービス委譲契約については、リー

スとして会計処理できず、サービス委譲契約のさまざまな内容を会計処理するためには、適切なその他の関連するトピックを参照することになる。また、営業者は、サービス委譲契約で使用されるインフラストラクチャーを有形固定資産として認識できない。

適用対象となるサービス委譲契約の範囲およびサービス委譲契約がリースではないことについては、公開草案はIFRSのIFRIC 12号「サービス委譲契約」と整合している。しかし、IFRIC 12号は、営業者が受領した対価の会計処理等について、公開草案より多くのガイダンスを提供している。

適用時期

公開草案は、適用日の期首に存在するサービス委譲契約について、(適用初年度の期首の利益剰余金の修正として累積的影響額を認識する)修正遡及アプローチにより適用されるが、適用日は未定である。

コメント締切日

コメント期限は2013年9月17日である。

国際会計

債務再編での担保付貸付金に関するASU案、公表 — FASB

去る7月19日、FASBは会計基準アップデート(ASU)

概要

の公開草案「債権者による問題の生じた債務の再編(trouble debt restructuring) (サブ・トピック310-40) — 債務再編での担保付貸付金の再分類(reclassification)」を公表した。問題は生じた債務の再編とは、債務者の財政難に関連して、経済的または法的な理由から、債権者が債務者へ譲歩(concession)を与える場合の債務再編である。

経緯

近年、米国では、特に銀行で住居用不動産の担保が増加しており、問題の生じた債務の再編に関連している。問題の生じた債務の再編では、債権者は、実質的な(in substance)再取得(repossession)または物的担保の行使(foreclosure)がある場合

概要

には、公式の物的担保の行使がされなくても、債権者は担保資産の物的な所有を得たことになる。しかし、使用されている「実質的な再取得または物的担保の行使」「物的な所有」という用語が明確でないため、実務上の多様性が存在している。

する物的担保行使契約または類似の法的な契約の代わりとなる行為の完了

また、次の追加の開示が要求される。

- ・各報告期間の物的担保行使した資産の期首から期末の増減表
- ・適切な法域の要求に従った物的担保の行使の過程にある住居用不動産により担保されている顧客貸付金への投資額

IFRSには、このような規定はない。

適用時期

公開草案は、適用日現在の貸付金と担保について、(適用初年度の期首の利益剰余金の修正として累積的影響額を認識する)修正遡及アプローチにより適用される。早期適用は認められるが、適用日は未定である。

コメント締切日

コメント期限は2013年9月17日である。

金融

安倍政権の経済運営に影を落とす消費税率引上げ

7月21日に実施された参院選の結果、自民党が改選34議席を過去最多の65議席にまで増やし、公明党と合わせた与党議

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2013年7月12日	監査・保証実務委員会研究報告第28号「訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査上の留意事項について」	JICPA	監査人として、監査業務の受嘱、監査計画の策定と監査手続の実施等において監査上留意すべき事項を取りまとめ、実務上の適切な対応に資するもの。	2013年8月10日号別冊付録
2013年7月22日	経営研究調査会研究報告第32号「企業価値評価ガイドライン」の改正について	JICPA	評価業務の性格の明確化・周知、評価業務に際して提供された情報の有用性および利用可能性の検討・分析における注意喚起の充実等のために改正されたもの。	—
2013年7月19日	ASU2013-10「デリバティブとヘッジ(トピック815)—ヘッジ会計の目的のためのベンチマーク金利としてFed Funds Effective Swap Rateの追加」	FASB	国際金融危機以後、Fed Funds Effective Swap Rateの変動をヘッジすることが増えているため、これを追加するもの。2013年7月17日以後の適格なヘッジ関係に将来にわたって適用される。	2013年3月10日号情報フラッシュ
2013年7月25日	消費税転嫁対策特別措置法のガイドライン(案)に関するパブリックコメント手続の開始について	公正取引委員会、消費者庁、財務省	法運用の透明性の確保や事業者の予見可能性を高めること等を目的として作成されるもの。各省庁から計4つの案が示されている。コメント期限は、2013年8月23日まで。	—

席では非改選の59議席と合わせて過半数122議席を上回る135議席を獲得し、自民党の圧勝となった。

2016年夏に予定される次の参院選、そして解散がないと仮定すれば現衆議院議員の任期満了となる2016年末があらかじめみえている国政選挙であり、安倍政権は向こう3年間、予定された選挙絡みの政局の混乱とは無縁となる。では、衆参両院で多数派を得た安倍政権の経済運営を脅かすリスクがあるとするは何だろうか。

一般にはアベノミクス第3の矢といわれている成長戦略が成功するか否かに注目する向きが多いようだが、これは結果がどうであろうと安倍政権の経済戦略全体の評価には影響しないだろう。成長戦略以外の「大胆な金融政策」「機動的な財政政策」についても、直前の民主党政権と比べれば、成長戦略そのものがなく、あえていえば所得再分配政策しかなかった民主党の政策からは大きく伸展している。しかし、「大胆な金融政策」以外、これまでの自民党政権の政策と何ら代わり映えのしない政策だ。したがって、この金融政策こそ安倍政権の行方を左右するカギとなる。

さらに前政権の遺産ともいえ、アベノミクスと矛盾する消

費増税問題も焦点となる。安倍首相のブレインである浜田宏一内閣官房参与は、来年4月の消費税率8%への引上げについて、「極めて慎重に判断すべきだ」と述べ、消極的な姿勢を示している。消費税率の引上げは、財政再建路線を内外に示す目的であったはずだ。そうであれば財政ファイナンスへの道を開く

安倍政権が長期安定する条件とは？

証券

参議院選挙は予想どおり自民党、公明党という政権与党の圧勝となり、いわゆる衆参ねじれ現象は解消した。安倍首相はその政策を思うように実行する基盤を作り上げることができた。

次の国政選挙まで3年間の猶予期間となり得るため、安定政権、長期政権の呼び声が高まるのも当然である。首相は安定政権のもとで日本復活の大事業に成功し、大宰相の名を残すことができるだろうか？

ところが、他方で自民党の大幅な議席増加が安定政権につながることは限らないという見方が与党内外を問わず台頭してきたようだ。与党内には多様な議員が存在しており、政策によっては安倍首相の足を引っ張る懸

「大胆な金融政策」・「機動的な財政政策」は不要だし、「機動的な財政政策」自体が赤字財政政策そのものでもある。ブレーキをかけてアクセルを踏み込んでいく状況で、整合性が取れない。安倍政権の経済運営上、この消費増税問題がアキレス腱となりそうだ。

念が強いと考えられるからである。まずTPP(環太平洋経済連携協定)である。安倍政権が参加を決定したTPPに対して野党だけでなく、与党内にも反対が多い。むしろ反対派のほうが多数ではないか。選挙期間中、与党は議論を封じてきたが、これからはそうはいかない。また消費税率の引上げの最終決定も難問である。来年4月から予定どおり引き上げられるかどうか、10月にも決断しなければならぬ。準備期間として半年は必要だからである。このところ消費税率の引上げも延期論がじわじわと強まってきているように感じられる。

経済問題だけでもこれだけ不

安があるのに、憲法改正や強硬外交など議論の多い政治問題に対して安倍色を貫こうとする。たちまち国論の深刻な分裂を招き、政権の安定など、あつという間に失われる可能性がある。首相側近にはまだ自分の間、経済に専念し、余計なことに頭を使うな、という助言があるという。賢明な判断である。

最近の実体景気は順調な回復を示唆するものが増えている。政府や日銀の景気判断は上方修正が相次いでいる。できすぎではないかと感じるほどである。

一方、アメリカの出口戦略は一進一退の感がある。景気回復力とQE3の縮小決断の時期とが綱引き状態を続け、まだ決着が着いていない。ここまですれば、もうサブプライズはないだろうが、やはり不安は残る。特に新興国はこれまで過剰にドルに攪乱されることに不平不満をもちらしてきたが、ここへきてドル縮小による市場の混乱を恐れるようになってきた。この点への警戒が必要だろう。

ただ、1ドル＝100円程度の円相場が維持されておれば、企業収益は盤石といえるようなので、現在は最小限、為替の動向にだけは注意を、という局面であろう。